

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠：生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条

長野県附属機関条例第2条第1項

設置目的：県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

長野県生涯学習審議会委員【第12期】

(肩書きは就任時現在)

氏 名	現 職 等
秋 葉 芳 江	長野県立大学ソーシャル・イノベーション創出センター（C S I）専任チーフ・キュレーター
泉 山 莉 奈	大学生
伊 藤 美 知 子	元長野県PTA連合会 副会長
小 池 玲 子	長野県社会教育委員連絡協議会 会長
関 正 浩	長野県白馬高等学校 校長
千 野 泰 聖	大学生
長 峰 夏 樹	長野県社会福祉協議会総務企画部長
西 一 夫	信州大学教育学部 教授
樋 口 正 幸	合同会社小滝プラス 代表社員
深 野 香 代 子	K O A株式会社 顧問
堀 内 絹 予	上田市立神科小学校 校長
松 田 晶 弘	ボランティア従事
毛 受 芳 高	一般社団法人アスバシ 代表理事
森 田 舞	ゆめサポママ@ながの 共同代表
柳 澤 礼 子	長野県公民館運営協議会 副会長 佐久市中央公民館 館長

(任期：令和3年5月1日から令和5年4月30日まで)

審議状況

- ・審議会：令和3年9月から令和4年9月にわたり全4回開催
- ・会議事項：これからの生涯学習・社会教育の充実に向けた提言
- ・提言概要：すべての人がつながり、学び合い、共に変わり続ける“シン・生涯学習社会”へ

イ 長野県生涯学習推進本部

設置根拠：生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

事業概要：「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。

実施内容は（2）のとおり。

（2） 生涯学習の普及啓発

令和5年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 令和5年11月1日～11月30日

イ 実施内容

（ア） 月間の周知・広報

- ・インターネットへの掲載（県HPなど）
- ・県庁舎内展示の実施（11月6日～10日）

（イ） 関係機関・団体等の取組促進

- ・県・市町村：講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
- ・学校：学校開放講座の実施、施設の一般開放等
- ・社会教育関連団体：構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

（3） 子どもの読書活動の推進

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書活動推進計画」の策定（努力義務：第9条）が定められた。

それに基づき、令和元年度末に「豊かな読書を子どもたちに～発達段階に応じた取組～」を基本理念とする「第4次長野県子ども読書活動推進計画」を策定し、電子図書館の整備など、県内の子どもの読書環境充実に取組んでいるほか、市町村における同計画策定の負担軽減を目的として、令和4年「地方分権改革に関する提案募集」において、同計画の上位計画への包含を可能とすることについて提案し、同年12月20日の閣議決定を受け可能となったため、市町村への周知を行った。

令和5年3月には、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。